

復興特区制度の概要について

平成25年1月15日

第1回石巻市復興特区金融協議会資料

東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である
財特法の特定被災区域等(227市町村の区域)

復興特別区域基本方針 (閣議決定)

【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同して作成
民間事業者等の提案が可能
個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

復興整備計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

計画の公表

土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

復興交付金事業計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

内閣総理大臣に提出

復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・用途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化

特例の追加・充実

復興推進計画の作成について

復興推進計画は、個別の規制・手続の特例や税制上の特例等を受けるために、県、市町村が単独又は共同して作成する計画。民間事業者等からの提案も可能。
国の認定を受けることにより、規制の特例等が適用。

復興推進計画の作成

地域協議会

(設置は任意。ただし一部の特例等を活用する場合等は必置)

意見聴取

(県・市町村は、関係地方公共団体及び復興推進事業の実施主体への意見聴取が必要)

《復興推進計画に位置付ける事項》

- ・規制の特例措置
- ・課税の特例措置
- ・復興特区支援利子補給金の支給 等

《留意事項》

- ・計画作成主体と記載事項は、柔軟に設定可能
例①: 県が産業集積関係の税制上の特例、市町村が公営住宅の整備等、県と市町村が分野毎に役割分担して計画を作成
例②: 県が複数市町村の区域についてまとめて計画を作成
例③: 計画の一部事項から作成し、その後、計画を拡充・変更
- ・復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の3つまとめての作成も可能
- ・作成している県・市町村の復興計画に復興特区の計画事項の記載も可能
- ・事前相談も実施

復興推進計画の申請(復興局へ)

同意手続

(復興庁において、関係行政機関の長の同意手続を行う)

《計画の概要(記載事項)》

- ①復興推進計画の区域、目標、取組内容
- ②「①」で実施する各特例を適用する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容
- ③復興産業集積区域、復興居住区域等の区域(税制の特例適用^(※)等、必要な場合のみ)
- ④「③」で実施する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容

復興推進計画の認定(復興庁)

- 規制の特例等を活用した事業の実施
- 税制の特例を講じる事業者の指定 等

* 計画の認定後の変更は随時可能。

(※)産業集積関係の税制上の特例を活用する場合には、復興産業集積区域の設定が必須。
優良賃貸住宅関係の税制上の特例を活用する場合には、復興居住区域の設定が必須。

復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 個別の規制、手続の特例

① 住宅の確保

- ・ 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の特例
- ・ 公営住宅の被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮
- ・ 公営住宅の用途廃止、社会福祉法人等による使用、事業主体変更について、手続の簡素化

② 産業の活性化

- ・ 食料供給等施設(農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等)の整備について、農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化及び優良農地での整備を可能とする特例
- ・ 工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例
- ・ 漁業権の免許に関する特別の措置
- ・ 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例
- ・ 他の水利使用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化
- ・ 仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限の緩和(政令事項)
- ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)

③ まちづくり

- ・ 建築基準法における用途制限に係る特例
- ・ 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化
- ・ バス路線の新設・変更等に係る手続の特例
- ・ 鉄道ルートの変更に係る手続の特例

復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 個別の規制、手続の特例(続き)

④ 医療、福祉等

- ・ 確定拠出年金に係る脱退一時金の特例
- ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)
- ・ 被災地における医療・介護確保のための特例(省令事項)
 - 病院の医療従事者の配置基準に係る弾力的対応
 - 病院等以外の者による訪問リハビリ事業所の開設に係る弾力的対応
 - 介護施設等に対する医師の配置基準等に係る弾力的対応
- ・ 被災地の薬局等の構造設備基準の特例(省令事項)

⑤ 補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例

2. 政令又は省令で規定する特例措置について、政令は施行令、省令は復興庁と規制所管省庁の共同省令でそれぞれ対応

3. 施行令又は復興庁令・主務省令で定めるところにより、政令又は主務省令で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする

◆ 法律規制事項についての新たな規制の特例措置を実現するスキーム

復興特区における税制上の特例措置・利子補給金制度

1. 税制上の特例措置

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置 (～28年3月末)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人(「新規立地促進税制」は法人のみ)を対象として、以下の思い切った税制上の特例措置を創設。

特別償却 又は 税額控除 (法37条)	特別償却	～26年3月末	～28年3月末	選択 適用 ⇄	税額控除(※1)	～26年3月末	～28年3月末
		機械装置	即時償却		50%		機械装置
	建物・構築物	25%			建物・構築物	8%	

(※1 上記税額控除は、税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

法人税等の特別控除(法38条)

雇用等している被災者に対する給与等支給額の**10%を税額控除(※2)** (※2 税額の20%が限度)

新規立地
促進税制
(法40条)

新規立地新設企業(※3)
を5年間無税に

新設法人の再投資等準備金積立額の**損金算入**
(指定後5年間、所得金額を限度)

再投資等した場合の**即時償却**
(再投資等準備金残高を限度)

(※3 雇用に大きな被害が生じた地域を有する地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に限る。)

研究開発税制(法39条)

開発研究用資産について**即時償却**

+

開発研究用資産の即時償却した減価償却費の**12%を税額控除**(通常8～10%)

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置(法43条) (～28年3月末)

復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

(3) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等(法41条) (～26年3月末)

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却(**25%**)又は税額控除(※4)(**8%**)

(※4 税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

(4) 出資に係る所得控除(法42条) (～28年3月末指定)

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された中小企業者に対する個人の出資に係る所得控除(指定後5年間)

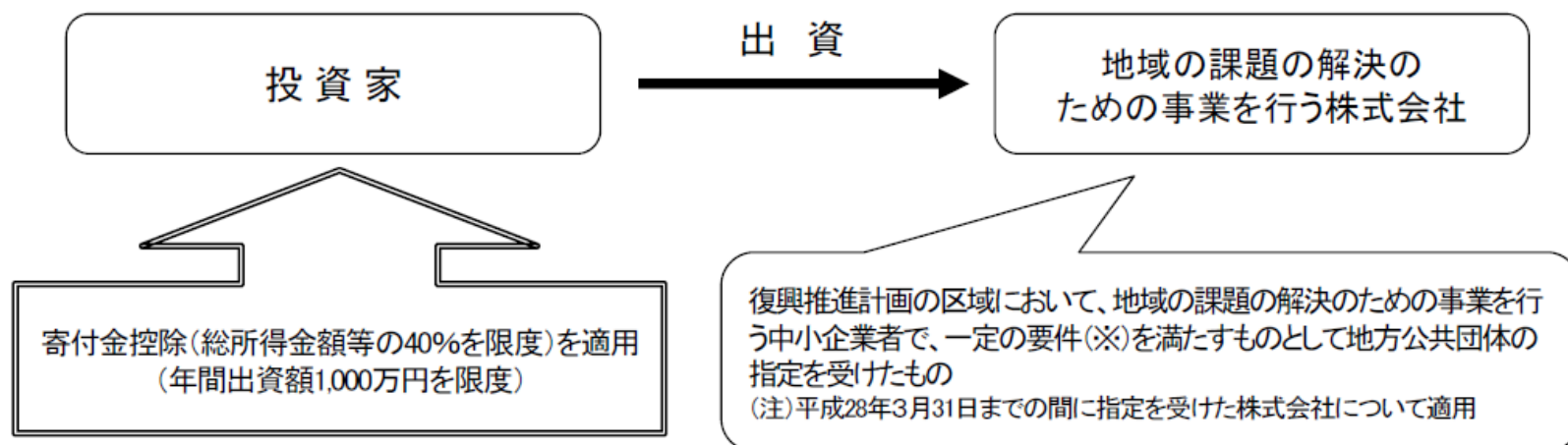
2. 復興特区支援利子補給金制度(法44条)

復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給(5年間、補給率0.7%以内)

いずれか選択適用

「復興推進計画の区域」において地域の課題の解決のための事業を行う 株式会社に対する出資に係る所得控除 法42条

復興推進計画の区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社により発行される株式を払込みにより取得した場合におけるその取得に要した金額については、現行のエンジェル税制の寄付金控除の適用を可能とする。



(※)一定の要件(主なもの)(東日本大震災復興特別区域法で規定)

- 1 東日本大震災復興特別区域法の規定により認定を受けた地方公共団体からの指定後5年以内の会社であること
- 2 次のいずれかに該当すること。
 - ① 復興推進計画の認定日が設立後最初の事業年度に属している会社又は当該計画の認定日において設立後最初の事業年度が開始していない会社で次の要件を満たすもの
 - ・ 計画事業に従事する者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の50%以上
 - ② 計画の認定日において設立後最初の事業年度が終了している会社で次に掲げるすべての要件を満たすもの
 - ・ 資金計画に記載された特区事業費の直前期の営業費用に占める割合が50%以上
 - ・ 計画事業従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の50%以上
 - ・ 直前期の売上高営業利益率が2%を超えていないこと

復興特区支援利子補給金

法44条

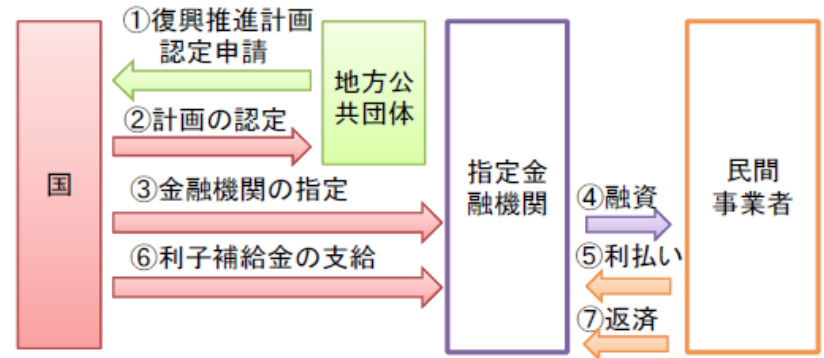
復興基本方針

4 (1) ①「復興特区制度」の創設

地域が主体となった復興を強力に支援するため、経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設する。

具体的には、被災地域の要望を踏まえ、必要となる税・財政・金融上の支援を検討する。

事業イメージ



事業概要

○概要

被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

○利子補給金の支給期間 : 金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

○利子補給率 : 0.7%以内

○指定金融機関 : 対象となる金融機関は、復興推進協議会の構成員となることが必要
(復興事業の検討に金融機関が加わることを想定)。